

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	宮古市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.miyako.iwate.jp/somu/mynumbreseido.html

執行機関名 宮古市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成17年宮古市条例第87号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児、小中学生)
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮古市個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成17年宮古市条例第87号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第1条	宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成17年宮古市条例第87号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児</u> 、 <u>小中学生</u> 、 <u>妊産婦</u> 及び <u>重度心身障害者</u> に対して、 <u>医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、福祉の増進に資することを目的とする。</u>
⑦ 独自利用事務の関連規範		宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成17年宮古市条例第87号) 宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則(平成17年宮古市規則第73号)